

1) セミナー及びシンポジウム開催報告・今後の予定

<開催報告>

・AIPPI セミナー

「中国における特許出願実務と権利行使の留意点」

1. 開催日時：平成 23 年 2 月 24 日（木）13：30～17：00
2. 会場：全日通霞ヶ関ビルディング 8 階 大会議室
3. 講演者：呉 曉芬 氏（中国弁理士）、邵 衛 氏（中国弁護士）
（ゾンデルホフ&アインゼル法律特許事務所）
4. 講義内容：

1) 中国特許出願実務の留意点（呉 曉芬 氏）

① 基本用語：

始めに中国における特許に関する基本用語の解説があった。

【例】中国語（日本語）：専利法（特・実・意匠法）、発明専利（特許）、説明書（明細書）、創造性（進歩性）、実用性（産業上利用可能性）、復審（拒絶査定不服審判）、専利復審委員会（審判部）等。

② 権利化まで（制度や手続）：

(1) 日本と同じ点：先願主義、審査主義、公開制度・早期公開請求、審判制度、審決取消請求制度、特許三性（新規性、進歩性、産業上利用可能性）、特許権存続期間等が挙げられる。

(2) 日本と異なる点：請求項の記載方法は、ジェブソントタイプが望ましい、審査請求（期間：出願日（優先日）から 3 年、請求人：出願人のみ、早期審査制度：なし）等について説明があった。

③ 実務運用上の留意点：

明細書の作成（望ましい事項）：翻訳しやすい明細書を作成する、実施例を沢山書く、上位概念～下位概念まで広く定義を開示しておく、及び従属クレームを多数設ける等。

2. 中国における特許権権利行使の実務戦略 - 行政救済と司法救済の両面から（邵 衛 氏）

特許権者に許可を得ず (1) 生産・経営の目的で特許製品を製造、使用、販売、輸入する (2) 特許の方法により直接獲得された製品の使用、販売、輸入する等、これらの行為を実施すると特許権侵害となる。

知財権（特・意・商）侵害に対する救済には、2つのルートがある。（次頁の表を参照）

等々、本セミナーは、中国における特許出願～権利行使に関する知識を得る有用な内容となった。

本セミナーには、100名を超える参加者にお集まり頂き、活発な質疑応答が行われ成功裡に終了した。

	行政救済ルート	司法救済ルート
管 轄	中国国家知識産権局（SIPO）、各地方知識産権局、中国税関総署（GACC）、各地方税関	中国最高人民法院、北京市第一中級人民法院、北京市第二中級人民法院
手続の開始	当事者提起又は職権による開始	当事者提起のみ
期 間	原則 4 ヶ月。最長 5 ヶ月。	二審制（一審最短 6 ヶ月：二審最短 3 ヶ月）で、最長 1 年。
費 用	約 3~5 万円（主に文書の郵送費用、交通費などの実費）程度。	訴訟額（受理费、保全費、執行費を含む）は、通常 100 万円単位～。
決定・判決の効力	不服がある場合⇒裁判所に行政訴訟を提起可能。	最終判決は終局的判断であり、当事者は判決に従わなければならない。
執行力	差止。損害賠償に対する執行力はない。	判決事項の全てに執行力を有する。
その他	早く侵害を止めたい場合。特に意匠や商標の模倣品に有効。	高度な技術の審理及び損害賠償を求める場合に有効。



吳 曉芬 氏



邵 衛 氏

<開催予定>

・AIPPI セミナー

「欧州、特にドイツにおける特許訴訟」

1. 日時場所：平成 23 年 3 月 24 日（木）13：30～17：00
2. 会 場：航空会館 地下 1 階 B101 会議室
3. 講 演 者：Ulrich Blumenröder（ユーリッヒ・ブルメンローダー）氏
Bernd Allekotte（ベルン・アレコッテ）氏
（弁護士、GRÜNECKER, KINKELDEY, STOCKMAIR & SCHWANHÄUSSER）
4. 使用言語：英語（英語－日本語の逐次通訳付）
5. 受 講 費：会員 5,000 円（会員以外の方 10,000 円）

※（参加お申し込みは、[こちら](#)からお申し込みください。）

6. セミナー開催案内：

当協会では、特許その他の知的財産権の出願及び権利行使において著名な、ドイツのグルネッカー法律特許事務所（GRÜNECKER, KINKELDEY, STOCKMAIR & SCHWANHÄUSSER）より、ユーリッヒ・ブルメンローダー弁護士及びベルン・アレコッテ弁護士をお迎えして下記のとおりセミナーを開催致します。

- (1) 欧州（EU）への侵害品の輸入を防止するための水際差止手続
（ブルメンローダー弁護士）
- (2) 欧州主要国（ドイツ、オランダ、フランス、イギリス）における特許訴訟にかかるコスト、時間、メリット等の統計的データ比較
（アレコッテ弁護士及びブルメンローダー弁護士）
- (3) ドイツにおける特許訴訟
（アレコッテ弁護士）
- (4) 最新情報（パテント・アンブッシュ（patent ambush）、標準基本特許／FRAND ライセンス、調査請求（Claim for inspection）及び欧州特許に関する最新情報）
- (5) その他

このセミナーは、近時、経済的にも世界的にも重要な位置を占める欧州における特許権の行使等に関する最新情報や動向等の知識を得る良い機会となりますので、多数の皆様にご出席を頂きたく御案内申し上げます。

・AIPPI セミナー

「職務発明制度の歴史的・比較法的考察」

1. 日時場所：平成 23 年 4 月 11 日（月）14：00～17：00
2. 会 場：航空会館 5 階 501+502 会議室
3. 講 演 者：竹中 俊子 氏（ワシントン大学教授）
4. 受 講 費：会員 5,000 円（会員以外の方 10,000 円）
※（参加お申し込みは、[こちら](#)からお申し込みください。）
5. 定 員：80 名
6. セミナー開催案内：

当協会では、ワシントン大学教授の竹中俊子先生をお迎えし、「職務発明制度の歴史的・比較法的考察」と題してセミナーを開催致します。

日本の職務発明制度は、対価補償請求権の存在により、一般に、ドイツ法の影響を強く受けると考えられています。しかしながら、使用者・従業者の権利義務関係の全体的バランスを基礎に考えると、より米国法に近い特色が顕著になります。本セミナーは、2010 年 11 月から 2011 年 3 月にわたり、ドイツ及びフランス主要企業内弁護士及び訴訟弁護士に対して行った竹中氏の聞き取り調査に基づき、米・独・仏制度の実務を紹介すると共に、日本の職務発明対価補償訴訟の判例及び改正特許法 35 条を比較法の観点から見直し、開発環境及び雇用関係の変化に対応した職務発明の帰属・対価補償のあり方を検討するものです。

主な論点：

1. Stanford v. Roche 米国最高裁事件において顕在化した現行米国バイドール法の欠陥
2. 米国特許判例法及び契約法の下での職務発明の帰属・使用者及び従業者の権利義務関係
3. ドイツ職務発明法の下での職務発明の帰属・使用者及び従業者の権利義務関係
4. フランス知的財産法典における職務発明の帰属・使用者及び従業者の権利義務関係
5. 米国特許法バイドール法とドイツ職務発明法の歴史的交錯及びバイドール法改正の提案
6. 開発環境及び雇用関係の変化と職務発明制度：日本特許法の下での職務発明制度の比較法的考察

このセミナーは、職務発明制度の歴史～比較法及び制度のあり方について知識を得る良い機会となりますので、多数の皆様にご出席を頂きたく御案内申し上げます。

※当協会は、弁理士会継続研修の認定外部機関として認定を受けていますと共に、本セミナーについても外部機関研修として申請中ですので、2.5 単位が認められる予定です。ご希望の方には受講証明書を発行致しますので、申込の際、弁理士登録番号と共に予め事務局までお申し出下さい。セミナー終了後、証明書をお渡しします。

2) 判例研究会開催報告・今後の予定

<平成 23 年 2 月開催>

第 96 回判例研究会

1. 開催日：平成 23 年 2 月 22 日（火）
2. 場所：尚友会館 8 階 1 号, 2 号会議室
3. レポーター：服部 誠 氏（弁護士, 阿部・井窪・片山法律事務所）
4. 事例：進歩性判断における出願後に提出された実験結果の参酌
5. 関連資料：

知財高裁平成 22 年 7 月 15 日判決 平成 21（行ケ）10238 号
（日焼け止め剤組成物事件）

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20100716094532.pdf>

<平成 23 年 3 月開催予定>

第 97 回判例研究会

1. 開催日：平成 23 年 3 月 29 日（火）
2. 場所：尚友会館 8 階 1 号, 2 号会議室
3. レポーター：宮嶋 学 氏（弁護士, 協和特許法律事務所）
4. 事例：特許請求の範囲における「32° F にて約 119.0 psia の蒸気圧を有する」との記載は特許請求の範囲そのものを限定するものではないとして、同記載は特許請求の範囲そのものを限定するとの解釈を前提に実施可能要件違反とした審決を取り消した事例。

5. 関連資料：

知財高裁平成 22 年 1 月 14 日判決 平成 20 年（行ケ）10235 号
審決取消請求事件

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20100309154136.pdf>

以上